

滝川市都市交通マスタープラン 概要版

滝川市都市交通マスタープラン

- (1) 策定の背景
- ①滝川圏では、昭和61～62年度に自動車OD調査を実施し、総合都市交通体系を策定しましたが、当時、将来人口を増加傾向で設定した予測に反して、現在は人口減少が進んでいます。
 - ②中心市街地の空洞化、市街地内の未利用地の発生、市民生活における自動車利用の増加に伴う二酸化炭素排出の増大、市街地とともに拡大した道路や下水道の維持管理コスト等解決すべき様々な課題がみられています。
 - ③現在、都市計画マスタープランの見直しが進められており、マスタープランで示される、将来の都市像にあわせた望ましい交通体系の目標を設定し、都市交通の基盤となる道路網整備の基本方針、及び将来像を見据えた都市計画道路の見直し（整備の方向性）を示す必要があります。
- (2) 計画の位置付け・計画の期間
- 本都市交通マスタープランは、滝川市の各種上位計画における都市づくりの目標や分野別構想の実現を図るために、交通部門として今後実施すべき施策の基本方針となります。また、目標年次は、概ね2030（平成42）年の将来像とし、おおよそ10年以内に着手する都市計画道路の整備計画を示します。

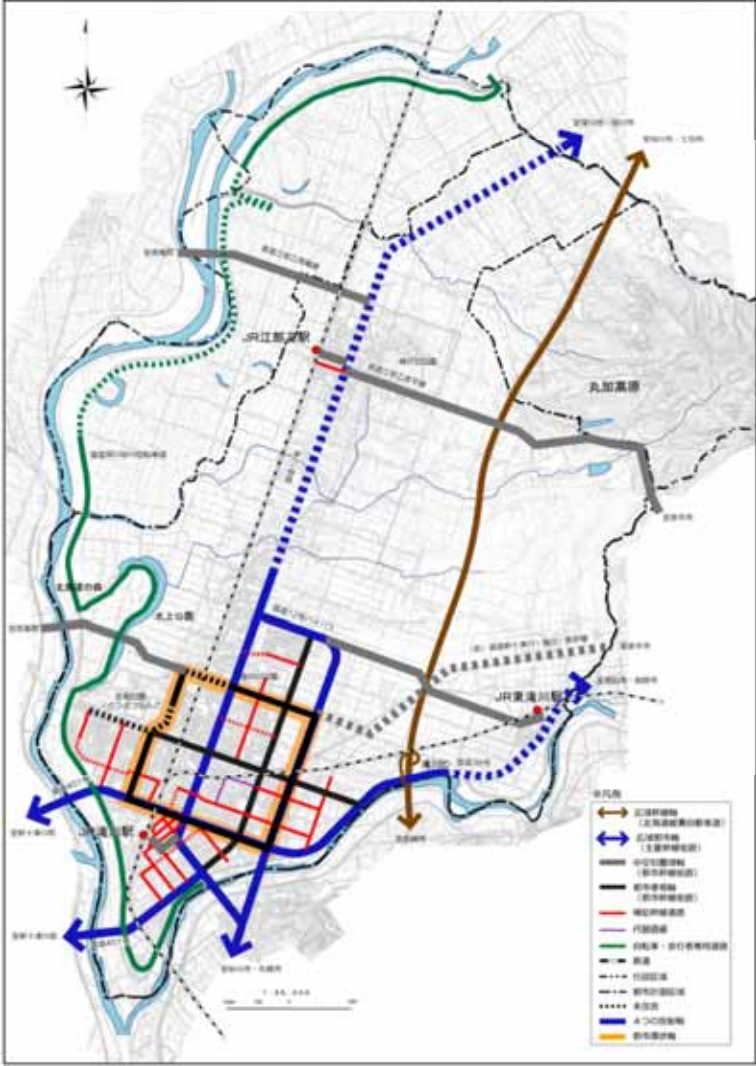
滝川市の将来道路網計画

- (1) 滝川市の将来道路網計画
- 本都市交通マスタープランでは、滝川市が今後目指していく交通体系として、3つの基本的な視点（基本方針）を定めます。
- 【全体方針】：中空知圏の交通拠点としての役割を強化するとともにコンパクトな都市の骨格を形成し、円滑に移動でき、環境にやさしい交通体系
1. 広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系
- 北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知圏の中核都市としての近隣市町との圏域交通ネットワークの形成、また、都市内の都市機能拠点や学校や公園、商店などからなるコミュニティ拠点を結ぶ都市内交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える交通ネットワークの形成を図ります。
2. 移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系
- 都市内通過交通の排除、4車線化等による移動の円滑化、冬期の交通安全性の確保、歩行空間のバリアフリー化、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、道路のアクセス機能の強化等の快適性確保など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の向上を図ります。
3. 人と環境に優しい交通体系
- 今後は、人と環境に視点を置いた交通体系の整備が重要であり、公共交通の役割をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、高齢化社会に対応した市民が利用しやすい交通体系を構築する必要があります。また、自転車・歩行者交通を重視し、市民が自転車を利用しやすく、移動しやすい道路空間を形成することにより、二酸化炭素排出を削減し、環境負荷低減に寄与できる交通環境づくりを図ります。
- (2) 道路体系の設定
- 道路体系の設定については、滝川市の生活や産業、文化交流に重要な役割を果たす、「広域幹線軸」、「広域都市軸」、「中空知圏域交流軸」、「都市骨格軸」の4つの軸として位置付け、役割や整備（又は維持管理）の方向性を示します。
- ①広域幹線軸：滝川市は北海道のほぼ中央に位置し、道内の各方面へ移動しやすい環境にあります。将来も高度情報化社会への対応、物流機能の迅速化が求められることが予想され、道内広域を高速かつ大量に移動できる役割を持つ道路整備が求められます。
- ②広域都市軸：中空知圏域の中心都市として、滝川市から他の圏域（札幌、旭川、帯広、留萌方面）双方間の移動に係る通過交通処理を担う道路について、安定した走行性と積雪時にも十分対応可能な交通空間を確保する必要があります。
- ③中空知圏域交流軸：広域都市軸とともに、中空知圏域内の各市町と接続することで、生活移動だけではなく、産業や観光、災害時の代替ルートなどとしても位置付けられます。これらの道路は、円滑なアクセス環境の整備や沿道景観の保全などへの配慮が求められます。また、複数市町を広域に結ぶ道路として、より高い位置付け（道道への昇格）についても関係市町とともに進めていくことを検討します。
- ④都市骨格軸：都市内の円滑な移動のため、車両及び自転車・歩行空間ネットワークの確保、狭路区間の整備のほか、都市内移動を自動車に過度に依存しない交通環境を構築し、公共交通の利便性向上や土地利用の高度化を図り、生活利便ゾーン の形成を促す役割が求められます。

滝川市の将来道路体系

ネット 域交通	自動車専用道路 (広域幹線軸)	北海道縦貫自動車道
	主要幹線街路 (広域都市軸)	大通(国道12号)、東三号通(国道12号バイパス)、東大通(国道38号)、西大通(国道451号)、滝新通(国道451号バイパス)
	都市幹線街路 (中空知圏域交流軸)	道道江部乙・雨竜線、道道江部乙・赤平線、(仮)赤平・滝川・新十津川線
	特殊道路	道道深川砂川自転車道
ネット 市内交通	都市幹線街路 (都市骨格軸)	道道江部乙停車場線、道道北滝の川東滝川停車場線、道道滝川停車場線 三丁目通、西二号通、一丁目通、東二号通
	補助幹線街路	中央通、西泉通、二丁目通、西一号通、東四丁目通、一二丁目通、西二号通、東一号通、西四丁目通、五丁目通、団地通、一三丁目通、東一線通、空知通、鈴蘭通、蔵前通、文化通、高校通、西三号通、啓南通、東町通、栄通、東四号通
	区画街路	一般市道

都市計画道路



滝川圏都市計画道路見直しの背景

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な都市施設であり、都市全域にまたがって道路網として定められています。

これまでは、人口の増加、経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大等を前提に都市計画決定されてきましたが、近年の滝川圏における人口の減少、経済の低成長、中心市街地の空洞化等、社会経済の情勢の変化を踏まえると、整備の必要性に変化が生じている路線も存在すると考えられます。

このような状況を踏まえ、これからの北海道における都市計画道路のあり方について目指すべき方向性を示し、長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検・検証し、計画の変更・廃止を含めた見直しの基本的な考え方と手順についてのガイドラインが平成19年2月に北海道建設部において策定されました。

このような背景において、滝川都市計画区域においても、長期未着手の都市計画道路の必要性について検討を進める必要があります。

滝川圏都市計画道路見直しの流れ

I. 滝川圏の都市計画道路見直しの方向性の検討

- ① 滝川圏の各種上位計画を整理し、滝川圏の道路交通網の**基本理念を設定**
- ② 整理された上位計画や基本理念を踏まえ、**滝川圏の骨格道路網を設定**
骨格道路網については計画とおりの整備推進を基本的な方向性とする



II. 滝川圏の都市計画道路見直し検討

路線の必要性の検討

- ① **都市機能拠点や地域交流拠点へのアクセス性への影響**や路線廃止にともなう**代替路線の確保**の視点による検討
- ② 見直しによる、都市計画**道路網形成上の支障の有無**による検討

路線の実現性の検討

- ① **鉄道立体交差事業**について費用対効果の視点から検討
- ② 土地形状や**用地補償費等**の視点による検討

将来交通量の検討

- ① 平成42年の将来交通需要推計から導き出される、見直し対象路線の将来交通量を基に**混雑度等の指標**による検討
- ② 現道が存する場合、見直し時の**将来交通量推計結果を踏まえた支障の有無**による検討

道路網密度による検証

- ① 滝川圏を主要幹線街路及び都市幹線街路を外郭とした、約1km四方を基本とした20地区に分類
- ② 各地区のエリア内を土地利用形態で分類（住居系、商業系、工業系）し、各エリアの現況、都市計画道路全整備時、見直し時それぞれについて道路網密度を算出
- ③ **現況の道路網密度を、滝川圏の標準的な道路網密度に設定し、各地区の密度が標準値を上回れば、見直しに問題はないと判断**
各地区の道路網密度が標準値を下回る場合には、個別に見直しの**方向性を判断**



III. 計画変更路線の断面構成の検討

計画変更路線においては、道路構造令や道路事業設計要領等に基づいた適切な断面構成を検討



都市計画道路見直し素案の作成

都市計画道路見直し対象路線と見直しの方向性

路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	見直しの方向性
中央通	空知町2	大町3	20～30	2,210	空知町2～花月町2⇒存続、花月町2～明神町3⇒計画変更 大町1～大町3⇒廃止
大通	空知町	江部乙町13	27～35	10,050	空知町～屯田町西2⇒存続、屯田町西2～江部乙町13⇒計画変更
一丁目通	流通団地2	泉町2	18～20	4,560	流通団地2～泉町2⇒存続、泉町2～泉町2⇒計画変更
二丁目通	黄金町東1	幸町4	18	1,720	黄金町東1～黄金町東1（国道12号以東）⇒存続 黄金町西1～幸町4（国道12号以西）⇒廃止
三丁目通	南滝の川	泉町	18	2,260	南滝の川～二の坂町東1⇒存続、二の坂町西1～泉町⇒存続
西二号通	有明町6	泉町	18	2,960	有明町6～有明町2（国道451号以南）⇒廃止、有明町2～西町4⇒存続 泉町～幸町3⇒存続、幸町3～泉町⇒存続
東一号通	大町4	二の坂町東2	16	2,250	大町4～朝日町東1⇒廃止、朝日町東1～一の坂町東3⇒存続
西泉通	幸町1	泉町1	16	2,900	幸町1～西町1⇒廃止、西町1～西町5⇒存続、西町5～扇町1⇒計画変更 扇町1～扇町3⇒存続、扇町3～泉町2⇒存続、西町1～西町1⇒新設
西一号通	本町1	朝日町西4	14.5	1,720	本町1～本町4⇒存続、本町4～朝日町西4⇒廃止
東四丁目通	二の坂町東4	二の坂町東4	16	840	二の坂町東4～二の坂町東4⇒存続 二の坂町東4～二の坂町東4（国道12号）⇒計画変更
西四丁目通	二の坂町西4	二の坂町西4	16	460	二の坂町西4～二の坂町西4⇒廃止
五丁目通	滝の川町西4	滝の川町西4	18	470	滝の川町西4～滝の川町西4⇒廃止
団地通	滝の川町東1	滝の川町東4	16	570	滝の川町東1～滝の川町東2⇒廃止
十二丁目通	江部乙町	江部乙町西12	18	950	江部乙町西12～江部乙町西12（国道12号以西）⇒計画変更 江部乙町～江部乙町東12（国道12号以東）⇒存続
十三丁目通	江部乙町	江部乙町西13	18	1,350	江部乙町～江部乙町西13⇒廃止
東一線通	江部乙町東12	江部乙町東12	18	580	江部乙町東12～江部乙町東12⇒廃止

都市計画道路見直し検討図

